



ボランティア・まちづくり情報

市民活動サポートセンター

● ☎ 728-5888
所在地…91☎ 地図…68☎

NPO(非営利組織)やボランティアなどの市民活動を支援する施設です。NPO法人の情報も閲覧できます。
〔開館時間〕8時45分～22時(日曜、祝日は20時まで)
〔施設内容〕会議・打ち合わせスペース、印刷作業室、市民活動団体用のブース・ロッカーなど

市民活動プラザ星園

● ☎ 511-1315
所在地…91☎ 地図…66☎

市民活動を促進するため、活動スペースの提供や地域のまちづくり活動支援などを行っています。利用には事前登録が必要です。
〔開館日時〕9時～21時(月曜休館)
〔施設内容〕会議室、小体育館、印刷機など

さぽーとほっと基金

● 市民活動促進担当
☎ 211-2964

市では、福祉や文化、子どもの健全育成などの活動分野やテーマ別に寄付を受け付けており、その寄付を町内会やボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に助成しています。寄付で札幌のまちづくりを応援してみませんか。

情報センター

● ☎ 614-2001
所在地(社会福祉総合センター内) …89☎ 地図…66☎

福祉関係の情報を提供する施設です。各種図書をはじめ、福祉ビデオ・DVD、紙芝居などの閲覧・貸し出しを行っています。
〔開館時間〕月曜～土曜8時45分～17時15分(土曜は12時15分まで)

まちづくりセンター

● 所在地…☎ …88☎
地図…66☎～84☎

地域のまちづくり活動の拠点として市内86カ所に設置しています。住民票、印鑑証明などの証明書の取り次ぎを行うほか、防犯・防災、環境美化など地域の取り組みの支援、町内会・自治会への加入や地域活動への参加の相談も行っていきます。

福祉のまち推進センター

● 各区社会福祉協議会
所在地…☎ …88☎～89☎
地図…66☎～84☎

高齢者・障がいのある方の安否確認、子育て支援、住民同士の交流活動など、地域主体の支え合い活動を行っています。

ボランティア活動センター

● ☎ 623-4000
所在地…91☎ 地図…66☎

ボランティアに関する相談や活動紹介、作業スペースの提供などを行っています。
また、ボランティア活動のための基礎知識から実践的な技術まで、さまざまな研修を実施しています。
〔開館時間〕月曜～金曜8時45分～17時15分

若者活動センター

● 所在地…☎ …91☎
地図…70☎、72☎、76☎、82☎



若者のまちづくり活動や交流の拠点として設置。活動のきっかけづくりや情報提供を行うほか、活動室、体育室、音楽室などの貸室も行っていきます。
〔開館時間〕10時～22時(宮の沢は8時45分から、貸室は9時から)

町内会・自治会に加入しよう

町内会・自治会は、「安全・安心で快適なまち」を目指して、皆さんの生活に関わるさまざまな活動を行っています。みんなで加入して、住みよいまちにしましょう。

町内会や自治会ではこんな活動を行っています



お問い合わせは、区役所地域振興課(☎…86☎、87☎)か、最寄りのまちづくりセンター(☎…88☎)へ。

町内会・自治会の検索サイト

家族のつぎに身近なきずな

札幌市「ながら見守り」活動登録制度

通勤や通学、買い物など日常生活の中で、防犯の意識を持って地域を見守る活動です。ご登録いただいた方には、オリジナルグッズを差し上げます。

登録できる方▶札幌市内在住、もしくは札幌市に通学・通勤する18歳以上の方

【詳細】区政課 211-2252

札幌市 ながら見守り



都心のまちづくり

札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)

- 広場の貸し出しは、**札幌駅前通まちづくり株式会社** ☎211-6406
- 忘れものは、**防災センター** ☎231-1201

札幌駅前地区と大通地区を結ぶ地下歩道です。

札幌駅前通に面したビルと地下で接続しているほか、交差点広場や通路の両側にある憩いの空間でイベントを開催するなど、にぎわいの空間になっています。

北3条広場(アカプラ)

- 広場の貸し出しは、**札幌駅前通まちづくり株式会社** (☎211-6406)



札幌駅前通と北海道庁赤れんが庁舎の間にある広場で、イチョウ並木の雰囲気大切にしながら休憩でき、にぎわいを生むイベントの会場にもなっています。

都心部のルール・マナー

ポイ捨てなどの禁止

- **事業廃棄物課** ☎211-2927

市では、市内全域で、たばこの吸い殻、空き缶などのポイ捨て、飼い犬のふんの放置を禁止する「ポイ捨て等防止条例」が施行されています。違反者からは、散乱等防止指導員が過料(罰則)1,000円を徴収します。

喫煙制限区域

区域内では歩道上など公共の場所での歩きたばこ、灰皿のない場所での喫煙を禁止し、過料(罰則)1,000円を徴収します(携帯灰皿も不可)。

性風俗店への勧誘などの禁止

- **区政課** ☎211-2252

市内中心部の客引き及び勧誘行為等禁止区域内では、①性風俗店などで働くよう勧誘すること、②性的なサービスを提供する店の客となるように人に誘いかけること、③卑わいな広告物を見やすい場所に掲げたりすることが条例で禁止されています。

それぞれの禁止行為を行った者には、50万円以下の罰金などを適用し、常習者にはさらに重い罰則を適用します。

客引きなどの禁止

- **区政課** ☎211-2252

市内中心部の客引き及び勧誘行為等禁止区域内では、①客引き行為、②勧誘行為(スカウト)、③客待ち・勧誘待ち行為、④客引き行為又は勧誘行為を用いた営業は禁止されています。

違反した人や事業者には、5万円以下の過料を適用する場合や、氏名又は店舗名と住所を公表する場合があります。

市民の皆様におかれましても、条例に違反する行為を行う事業者を利用しないようご協力をお願いいたします。

都心部や駅周辺の自転車利用

- **自転車対策担当課** ☎211-2456

都心部や一部の地下鉄、JR駅周辺は「自転車等放置禁止区域」に指定されています。区域内の路上や駅前広場などに放置された自転車は、わずかな時間でも撤去の対象となります。お近くの駐輪場をご利用ください。

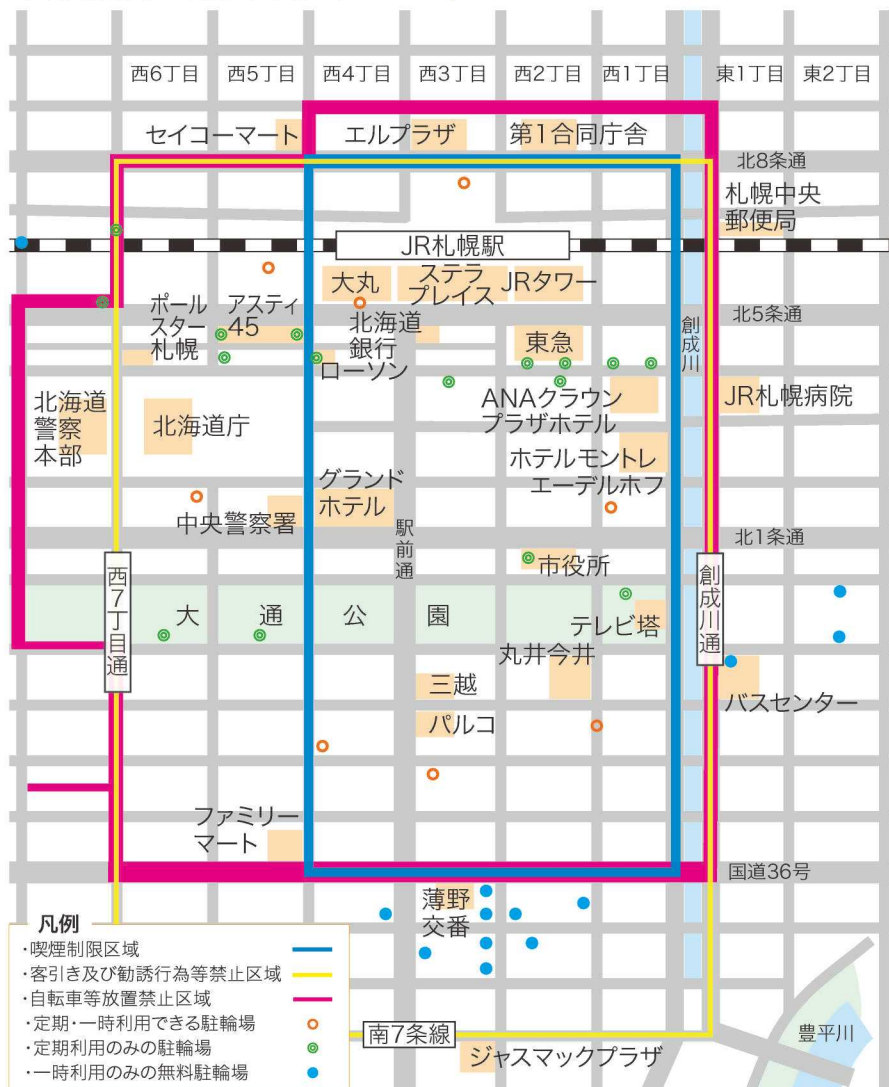
■周辺に自転車等放置禁止区域がある地下鉄駅、JR駅

地下鉄	西28丁目	JR線
さっぽろ	菊水	星置
大通	白石	手稲
北34条	大谷地	稲積公園
北24条	新さっぽろ	琴似
北18条	栄町	桑園
北12条	新道東	新川
中の島	環状通東	札幌
澄川	東区役所前	白石
真駒内	月寒中央	新札幌
琴似	福住	

地下鉄、JR駅周辺の自転車等放置禁止区域の詳細は、ホームページ(www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/kinshikuiki.html)でご確認ください。

■有料駐輪場利用

札幌駅周辺の駐輪場(15か所)と大通周辺の駐輪場(9か所)は有料です。定期利用のほかに、一時利用できる駐輪場もありますので、下図を参照してください。詳しくは、札幌駅周辺駐輪場管理事務所(☎251-3060)または大通周辺駐輪場管理事務所(☎211-5190)へお問い合わせください。



- 凡例**
- ・喫煙制限区域 (pink line)
 - ・客引き及び勧誘行為等禁止区域 (yellow line)
 - ・自転車等放置禁止区域 (blue line)
 - ・定期・一時利用できる駐輪場 (orange dot)
 - ・定期利用のみの駐輪場 (blue dot)
 - ・一時利用のみの無料駐輪場 (green dot)

ボランティア・まちづくり情報など